

1 職種別民間給与実態調査結果

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本人事業委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 474事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から122事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	109	10	10	12	52	25
農業，林業，漁業	1	0	0	0	1	0
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	16	2	0	1	6	7
製造業	35	3	5	4	12	11
電気・ガス・熱供給 ・水道業，情報通信 業，運輸業，郵便業	24	2	2	3	14	3
卸売業，小売業	13	1	2	3	6	1
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	5	2	0	0	2	1
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	15	0	1	1	11	2

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が12事業所あった。
- 2 調査対象事業所122事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1事業所を除いた121事業所に占める調査完了事業所109事業所の割合(調査完了率)は、90.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、
「生活関連サービス業、娯楽業」、
「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	61.0	39.0	61.0	39.0	59.0	41.0
	500人以上	53.9	46.1	47.4	52.6	44.0	56.0
	100人以上500人未満	61.5	38.5	66.7	33.3	65.9	34.1
	50人以上100人未満	70.1	29.9	64.2	35.8	63.3	36.7

2 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕